

1 管 内 の 状 況

二州健康福祉センターは、従来、敦賀市、三方町および美浜町の保健衛生業務および福祉業務(※)を担当していたが、平成17年3月31日、三方町と上中町が合併し「若狭町」となったため、所管が敦賀市、若狭町の一部（旧三方町）および美浜町となった。

なお、検査業務は、若狭健康福祉センター管内の業務も担当している。

管内面積は500.21km²で福井県の約12%、嶺南地方の約2分の1を占め、JR小浜線および国道27号で東西に結ばれている。

管内世帯数は32,951世帯、人口は84,985人（いずれも平成26年3月31日現在 各市町調べ「住民基本台帳」、「外国人登録」）で、産業は敦賀市では商工業が、その他の地区は農業を中心で、沿岸地帯は半農半漁である。

また、敦賀半島、常神半島、三方五湖と非常に美しく長い海岸線を有し、景勝の地を中心として観光産業も盛んな土地柄である。特に敦賀市は重要港湾「敦賀港」を擁し、JR北陸線とJR小浜線の接点であり、北陸自動車道は敦賀ICがあり、国道8号が通過し、国道27号、国道161号の起点であるなど、交通の要衝となっている。

平成12年4月1日付けの機構改革によって、嶺南振興局敦賀保健所と嶺南振興局若狭福祉事務所の敦賀市、三方町および美浜町の業務が統合され、「嶺南振興局二州健康福祉センター」として発足した。

なお、保健所は「嶺南振興局二州保健所」の名称で、センター内に位置付けられた。

以上のような地勢を背景として、市・町との密接な連携のもと、衛生思想の普及、母子保健、精神保健、難病対策、食品・生活衛生等の向上と予防対策に努力し、防疫体制、産業公害対策、廃棄物対策等を含め強力に保健衛生行政を推進し、また、福祉面については障害者、高齢者、要保護対象者等に対して福祉行政を推進している。

※ 敦賀市の生活保護等の業務については敦賀市が所管している。

管内人口・世帯数（市町調べ）

	平成24年3月31日現在		平成25年3月31日現在		平成26年3月31日現在	
	人 口(人)	世帯数	人 口(人)	世帯数	人 口(人)	世帯数
管内計	86,344	33,143	85,601	32,868	84,985	32,951
敦賀市	67,632	26,734	67,167	26,456	66,777	26,523
美浜町	10,291	3,821	10,121	3,807	9,942	3,791
若狭町（旧三方町）	8,421	2,588	8,313	2,605	8,266	2,637

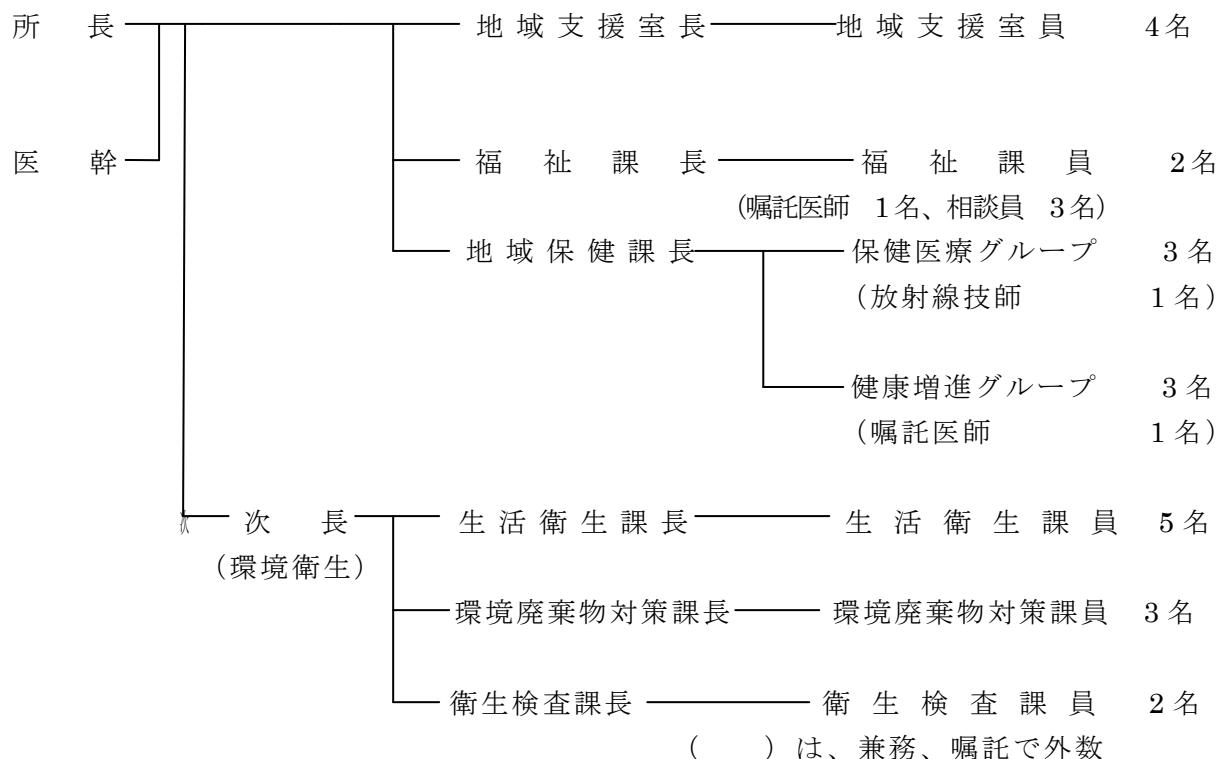
2 沿革

昭和 19 年 2 月	敦賀保健所として敦賀市津内開町に開設し、敦賀市、敦賀郡、三方郡を管轄
昭和 19 年 10 月	三方保健所(美浜町河原市)が新設され敦賀保健所から独立し、三方郡を管轄
昭和 23 年 4 月	性病診療所が併設され、業態者および一般検診治療を行う B 級保健所として指定
昭和 27 年 4 月	新庁舎増築により、母子診療室、試験検査室、統計展示室、所長室等の拡充整備
昭和 27 年 9 月	優生保護相談所を開設
昭和 29 年 3 月	野犬焼却場を設置し、犬魂碑を建立
昭和 31 年 2 月	機構改革により、三方保健所を統合し、同時に敦賀保健所三方出張所(昭和 40 年 4 月支所に変更)として発足
昭和 34 年 3 月	性病診療所を閉鎖
昭和 35 年 7 月	自動車車庫の一部を増築
昭和 36 年 11 月	成人病相談所を併設
昭和 37 年 4 月	R4 型保健所に格付け
昭和 38 年 11 月	野犬処理場を移転
昭和 40 年 12 月	胃検診車車庫を移転
昭和 44 年 7 月	庁舎改築のため敦賀市清水町 3 丁目金沢鉄道郵便局敦賀業務員事務所を借用
昭和 45 年 4 月	新庁舎(現在地)が完成
昭和 47 年 4 月	検査課を設置
昭和 47 年 10 月	三方支所を廃止
昭和 49 年 10 月	検査課を拡充し、別館に車庫、栄養室を増築
昭和 57 年 3 月	冷房施設が完成
平成 7 年 3 月	動物管理所を設置し、業務を開始
平成 8 年 4 月	機構改革により嶺南振興局敦賀保健所に改称
平成 8 年 9 月	優生保護相談所を廃止
平成 10 年 4 月	機構改革により福祉保健推進室を設置し、業務を開始 臨床検査業務を集中化し、業務を開始
平成 12 年 4 月	機構改革により若狭福祉事務所の敦賀市、三方町、美浜町に関する業務を継承・統合し、嶺南振興局二州健康福祉センター(嶺南振興局二州保健所)に改称 総務課と福祉保健推進室を統合し地域支援室と改称、福祉課を新設、生活衛生課を環境衛生課と改称して、地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課、衛生検査課の 1 室 4 課で発足
平成 12 年 10 月	環境衛生課を廃止し、生活衛生課および環境廃棄物対策課を設置
平成 17 年 3 月	健康診断業務を廃止
平成 18 年 7 月	庁舎改築工事(耐震補強工事)のため、プレハブにて業務開始
平成 18 年 12 月	庁舎改築工事(耐震補強工事)完成
平成 20 年 3 月	動物収容施設移転改築工事完成

平成 22 年 4 月 組織改正により健康増進課を廃止し、地域保健課を設置
地域保健課内に保健医療グループと健康増進グループを設置

3. 組織機構

平成 26 年 4 月 1 日現在



○ 二州健康福祉センター運営協議会 10 名

4. 課別職種別職員配置表

平成 26 年 4 月 1 日現在

課室名 ＼職種	医師	嘱託医師	獣医師	薬剤師	保健師	栄養士	診療放射線	検査技師	化学生	社会福祉	事務	動物管理員	相談員等	合計
地域支援室	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	5	—	—	8
福祉課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	3
	(1)											(3)	(4)	
地域保健課	—	—	—	—	6	1	—	—	—	—	—	—	—	7
	(1)					(1)								(2)
生活衛生課	—	—	1	3	—	—	—	—	—	—	1	1	—	6
環境廃棄物対策課	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	1	—	—	4
衛生検査課	—	—	—	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	3
合計	1	—	1	10	6	1	—	1	—	1	9	1	—	31
	(2)					(1)						(3)	(6)	

※ 地域支援室に所長・次長を含む。() の数は、兼務・嘱託で外数

5 各課（室）別主たる業務内容

I 地域支援室の主たる業務

- 1 庶務、会計、財産管理等総務関係業務に関すること。
- 2 医務関係法令の施行に関すること。
- 3 薬事関係法令の施行に関すること。
- 4 覚せい剤、毒劇物、大麻、あへん法等の施行に関すること。
- 5 原爆被爆者の援護に関すること。
- 6 臓器移植、骨髄移植、献血に関すること。

II 福祉課の主たる業務内容

- 1 身体障害者福祉に関すること。
- 2 知的障害者福祉に関すること。
- 3 老人福祉（高齢者百歳祝状伝達等）に関すること。
- 4 児童福祉に関すること。
- 5 家庭児童福祉相談業務に関すること。
- 6 市町行政事務監査に関すること。（老人・児童・障害者）
- 7 母子・父子・寡婦福祉に関すること。
- 8 女性福祉に関すること。
- 9 生活保護法による保護の決定および実施
- 10 民生委員・児童委員に関すること。
- 11 その他（行旅病人・行旅死亡人の取扱い、福祉のまちづくり条例）

III 地域保健課の主たる業務内容

（保健医療グループ）

- 1 健康危機管理対策に関すること。
- 2 結核予防に関すること。
 - ・結核の訪問・相談指導に関すること。
- 3 感染症対策に関すること。
 - ・感染症予防法に関すること。
 - ・感染症発生時調査に関すること。
 - ・エイズ及び肝炎の予防事業に関すること。
- 4 母子保健に関すること。
 - ・母子保健法、母体保護法に関すること。
 - ・母子保健福祉事業に関すること。
 - ・母子医療（養育・育成・小慢）に関すること。
 - ・未熟児・障害児の訪問・相談指導に関すること。
 - ・特定不妊治療費助成事業に関すること。
- 5 地域保健・福祉・環境関係職員の研修に関すること。
- 6 市町総合支援に関すること。
- 7 高齢者権利擁護に関すること。
- 8 介護保険制度の推進に関すること。
- 9 学生の実習に関すること。

- 10 福井県医療計画に関すること。
- 11 保健衛生、人口動態、社会福祉各種統計事務に関すること。

(健康増進グループ)

- 1 精神保健福祉に関すること。
 - ・精神保健福祉業務に関すること。
- 2 特定疾患に関すること。
 - ・難病対策事業に関すること。
 - ・特定疾患治療研究事業申請業務に関すること。
- 3 栄養指導に関すること。
 - ・栄養士法に関すること。
 - ・専門的栄養指導に関すること。
 - ・健康づくり事業に関すること。
- 4 成人・老人保健に関すること。
 - ・健康増進事業に関すること。
 - ・がん予防推進事業に関すること。

IV 生活衛生課の主たる業務

- 1 食品衛生
 - ・食品衛生法、福井県食品衛生条例等の施行に関すること。
 - ・調理師法、製菓衛生師法等の施行に関すること。
 - ・福井県ふぐの処理に関する条例の施行に関すること。
- 2 動物愛護・管理業務
 - ・動物の愛護及び管理に関する法律および福井県動物愛護および管理に関する条例の施行に
関すること。
 - ・狂犬病予防法の施行に関すること。
 - ・徘徊犬の捕獲および飼い犬の指導業務に関すること。
 - ・犬およびねこの引取り業務等に関すること。
- 3 生活衛生に関すること。
 - ・興行場法および建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。
 - ・旅館業法の施行に関すること。
 - ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
 - ・と畜場法等の施行に関すること。
 - ・墓地・埋葬等に関する法律の施行に関すること。
 - ・温泉法の施行に関すること。
 - ・水道法の施行に関すること。
 - ・浄化槽法の施行に関すること。
 - ・クリーニング業法、理容師法および美容師法の施行に関すること。
 - ・公衆浴場法の施行に関すること。
 - ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。
 - ・ねずみおよび衛生害虫の駆除に関すること。

V 環境廃棄物対策課の主たる業務

1 廃棄物適正処理対策

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること。
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
- ・廃棄物の苦情に関すること。
- ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の施行に関すること。
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
- ・民間廃棄物最終処分場対策事業に関すること。
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関すること。

2 環境保全対策

- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関すること。
- ・不正軽油製造未然防止対策に関すること。
- ・化製場法等に関する法律の施行に関すること。
- ・土壤汚染対策法の施行に関すること。
- ・ダイオキシン類特別措置法の施行に関すること。
- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、福井県公害防止条例の施行に関すること。
- ・福井県アスベスト条例の施行に関すること。
- ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関すること。

VI 衛生検査課の主たる業務

- 1 食品衛生の理化学検査および細菌検査に関すること。
- 2 環境衛生の理化学検査および細菌検査に関すること。
- 3 臨床検査に関すること。
- 4 苦情処理検査に関すること。